特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程

初版	平成 28 年 4 月 15 日
改正	平成 29 年 1 月 16 日
改正	平成 30 年 2 月 22 日
改正	平成 30 年 7 月 25 日
改正	令和 1 年 5 月 28 日
改正	令和 1 年 7 月 16 日
改正	令和 1 年 7 月 22 日
改正	令和 1 年 7 月 31 日
改正	令和 2 年 3 月 16 日
改正	令和 2 年 3 月 27 日
改正	令和 2 年 10 月 1 日
改正	令和 3 年 1 月 25 日
改正	令和 3 年 11 月 10 日
改正	令和 4 年 4 月 18 日
改正	令和 4 年 9 月 14 日
改正	令和 5 年 1 月 24 日
改正	令和 6 年 2 月 1 日
改正	令和 6 年 8 月 14 日
改正	令和 6 年 10 月 18 日
改正	令和 7 年 2 月 26 日
改正	令和 7 年 4 月 24 日
改正	令和 7 年 5 月 14 日
改正	令和 8 年 1 月 21 日
改正	令和 8 年 2 月 10 日
改正	令和 8 年 3 月 30 日
改正	令和 8 年 4 月 13 日
改正	令和 8 年 5 月 28 日
改正	令和 8 年 6 月 29 日

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人 TAC（以下「当社」という。）が電波法（昭和 25 年法律第 131 号、以下「法」という。）第 38 条の 6 第 1 項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「証明」という。）及び法第 38 条の 24 第 1 項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、もって証明及び認証（以下「証明等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（一　登録に係る事業の区分）

（対象とする無線設備）

第 2 条 当社が証明等を行う無線設備は、法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に定める特定無線設備とする。

(二 証明等の業務を行なう時間及び休日に関する事項)
(業務時間)
第 3 条 証明等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。
10：00 から 18：00 まで

(休日)
第 4 条 休日は次のとおりとする。
一 土曜日、日曜日
二 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日)
三 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで
四 上記の休日以外に当社が定めた休業日(あらかじめウェブページ等で公示するもの)

(三 証明等の業務を行う事務所に関する事項)
(業務を行う事務所)
第 5 条 証明等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。
大阪府大阪市北区鶴野町 4 番 コープ野村梅田 A 416 号室

(四 証明等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項)
(業務の実施方法の公開)
第 6 条 当社のウェブページにおいて、業務の実施方法を公開するものとする。
2 法第 38 条の 10 後段及び法第 38 条の 24 第 3 項において準用する同法第 38 条の 10 後段の規定により、業務規程の変更の届出を実施した際には、1 営業日以内にウェブページの業務の実施方法の更新を実施するものとする。

(証明の申込み)
第 7 条 証明を受けようとする者は、当社の定める申込書及び別表第 1 号に規定する書類及び資料(以下「申込書添付書類」という。)並びに申込設備を提出するものとする。
2 当社は、前項に規定する申込書及び申込書添付書類並びに申込設備が事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込を受理する(受理するとは、申込書及び申込書添付書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう)。
3 一つの申込に係る申込設備の数は、100 台以下とする。

(審査)
第 8 条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行わせる。
2 審査は特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号。以下「証明等規則」という。)別表第 1 号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。
3 第 1 項において、証明等規則別表第 1 号一(3)の規定の申込設備が提出されない場合にあって

は、次の各号の書類により審査を行う。
一 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
二 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)
4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正又は校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
二 証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
5 証明等規則第6条第3項第2号に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第2号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。
6 特性試験にあっては、申込台数により別表第3号に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

(審査結果の通知)
第9条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別表第4号に定める様式の技術基準適合証明証書をもって申込者に通知する。
2 前条の審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した別表第5号の文書をもって申込者に通知する。
3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から7日(第4条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
一 手数料の収納が確認されなかったとき。
二 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
三 第7条に規定する書類に不備があったとき。

(証明の報告)
第10条 当社は、前条第1項の証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
一 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 証明を受けた特定無線設備の種別

三 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
四 証明番号
五 電波の型式、周波数及び空中線電力
六 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号、以下「設備規則」という。)第 14 条の 2 第 1 項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
七 証明をした年月日
八 公示を希望する日

(申込の取下げ)
第 11 条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。
2 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。
一 申込の受理を行ってから 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。
二 第 8 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
三 第 7 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)
第 12 条 当社は、証明を行ったときは、別表第 6 号に定める表示を証明をおこなった設備の見やすい箇所に表示するものとする。

(証明事項の変更届出等)
第 13 条 証明を受けた者は、第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更(証明を受けた日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第 6 条第 6 項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。
2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な証明についての報告)
第 14 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
一 証明を受けたものが不正な手段により証明を受けたこと。
二 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

(認証の申込)
第 15 条 認証を受けようとする者は、当社の定める申込書及び申込書添付書類並びに申込設備を提出するものとする。
2 当社は、前項の申込書及び申込書添付書類並びに申込設備が、事務所に到達した場合は 1 営業日以内に申込を受理する(受理するとは、申込書及び申込書添付書類について様式審査を行い、適

合している場合に行う行為をいう)。

(審査)
第 16 条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員に審査を行わせる。
2 審査は、証明等規則別表第 1 号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。
3 第 1 項において、証明等規則別表第 1 号三の規定により申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。
一 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
二 試験結果報告書(特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)
4 前項第 2 号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
一 法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の規定による較正又は校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
二 証明等規則別表第 1 号三に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
三 法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
5 証明等規則第 17 条第 3 項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第 2 号に基づき、変更のあった部分に関し、第 2 項から前項までの審査及び特性試験を行う。

(審査結果の通知)
第 17 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別表第 7 号に定める様式の認証書をもって申込者に通知する。
2 前条の審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別表 8 号の文書をもって申込者に通知する。
3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として申込を受理した日から 7 日(第 4 条で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
一 手数料の収納が確認されなかったとき。
二 認証の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
三 第 15 条に規定する書類に不備があったとき。

(認証の報告)
第 18 条 当社、前条第 1 項の認証を行ったときは、証明等規則第 17 条第 4 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞ

れ期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。
一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
三 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
四 認証番号
五 電波の型式、周波数及び空中線電力
六 設備規則第 14 条の 2 第 1 項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
七 認証をした年月日
八 認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう）。
九 特性試験の結果
十 工事設計認証をした証明書の写し
十一 公示を希望する日

（申込の取下げ）
第 19 条 申込者は、申込の全部又は一部を取下げることが出来る。
2 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。
一 申込の受理を行ってから 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。
二 第 16 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
三 第 15 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（認証事項の変更届出等）
第 20 条 認証を受けた者は、第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に変更（認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第 17 条第 6 項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。
2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認証についての報告）
第 21 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。
一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
二 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
三 認証工事設計に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

（試験等）

第 22 条 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。
一 証明等規則第 6 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
二 証明等規則第 17 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。
2 試験員は、証明等規則別表第 1 号一(3)又は別表第 1 号三の規定に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、証明員に報告する。
3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。
一 試験担当者名及び責任者名
二 試験実施年月日
三 試験実施場所
四 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正又は校正を行った年月日及び較正又は校正を行った機関
五 特定無線設備の名称
六 試験項目及び試験結果
七 試験の方法
八 その他の付随する情報

(測定器等の管理)
第 23 条 当社は、認証部において、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正又は校正)
第 24 条 当社は、認証部において、試験に使用する測定器等について、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号に定める較正又は校正の管理を行う。

(五 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合における事項)
(試験の委託)
第 25 条 当社は、比吸収率(SAR)試験についてのみ、外部に委託することがある。
2 委託先の名称及び住所は次のとおりとする。
一 Bureau Veritas Consumer Products Services (H.K.) Ltd. Taoyuan Branch
No.19, Hwa Ya 2nd Rd., Wen Hwa Vil., Kwei Shan Dist., Taoyuan City, Taiwan
二 DEKRA Testing and Certification Co., Ltd.
No.159, Sec. 2, Wenhua 1st Rd., Linkou Dist., New Taipei City 24457, Taiwan
3 委託する場合、当社は申込者が開示を求める場合においては証明等規則第 6 条第 2 項各号に掲げる事項について開示し、委託先を決定する。

(六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項)
(手数料の額)

第 26 条 第 7 条第 1 項の証明及び第 15 条第 1 項の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第 9 号に記載のとおりとする。
2 当社での証明又は認証実績のある申込者が希望する場合、手数料支払前に、必要資料の確認、試験、試験結果報告書の受理、審査等を行い、審査合格の場合、証明書又は認証書の発行を行う。

(手数料の収納の方法)
第 27 条 証明等の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別表第 9 号に記載のとおりとする。

(七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項)
(証明員の選任及び解任)
第 28 条 証明員の資格は、法別表第 4 に定めるところによる。
2 証明員の選任又は解任は当社代表理事が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。
一 証明員に休職を命じたとき。
二 証明員を解雇したとき。
三 証明員が退職したとき。
四 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
五 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
3 当社代表理事は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。
4 当社代表理事は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第 9 条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。
5 代表理事自身の証明員の選任又は解任は、監査室長が行う。

(証明員の配置)
第 29 条 証明員の配置は第 5 条に規定する事務所の所在地とする。
2 証明員の事務所への配置は 1 名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(証明員の職務遂行)
第 30 条 証明員は、証明等の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

(八 証明等の業務に関する秘密の保持に関する事項)
(秘密の保持)
第 31 条 当社の社員、理事、証明員、及び従業員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(九 証明等の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項)
(帳簿等の管理)

第 32 条 法第 38 条の 12 に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第 13 条第 1 項に規定する内容とする。

(帳簿の種類及び保存期間)
第 33 条 帳簿及び書類(以下「帳簿等」という。)の種類及び保存期間は次のとおりとする。

一 証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年
二 証明等規則第 21 条に準用される証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年
三 申込書及び申込書添付書類	10 年
四 試験結果通知書	10 年
五 測定器管理台帳	5 年
六 拒否及び取り消し通知書	5 年

2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

(帳簿等の保管方法)
第 34 条 帳簿等は、電磁的記録により保管する。申込者より申込書及び申込書添付書類が紙で提出される場合等は、紙を電磁的記録に置き換え保管する。保管先については選定、契約を行った企業向け電磁的記録保管サービスを提供する企業のクラウドファイルサーバーとし、自社にてもバックアップとして、同電磁的記録を持つものとする。

(十 財務諸表等の備付け及び閲覧の方法に関する事項)
(会計帳簿)
第 35 条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明等の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。
2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10 年とする。

(財務諸表等の備え付け及び閲覧等)
第 36 条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。
一 事業報告書
二 損益計算書
三 貸借対照表
四 財産目録
2 当社は、法第 38 条の 11 第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧又は謄写の用に供するものとする。
3 当社は、法第 38 条の 11 第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い第 1 項の資料の謄本又は抄本の請求に応じるものとする。
4 前項に関わる謄本又は抄本の発行手数料は、5,000 円とする。

(十一 その他証明等の業務の実施に関し必要な事項)

（証明等業務の基本方針）

第 37 条 証明等業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

一 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。

二 審査は、法、証明等規則、設備規則、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号、以下「施行規則」という。）、及び関連告示等に基づき行う。

三 証明等業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をウェブページ等で公開する。

証明等業務の実施の方法手順

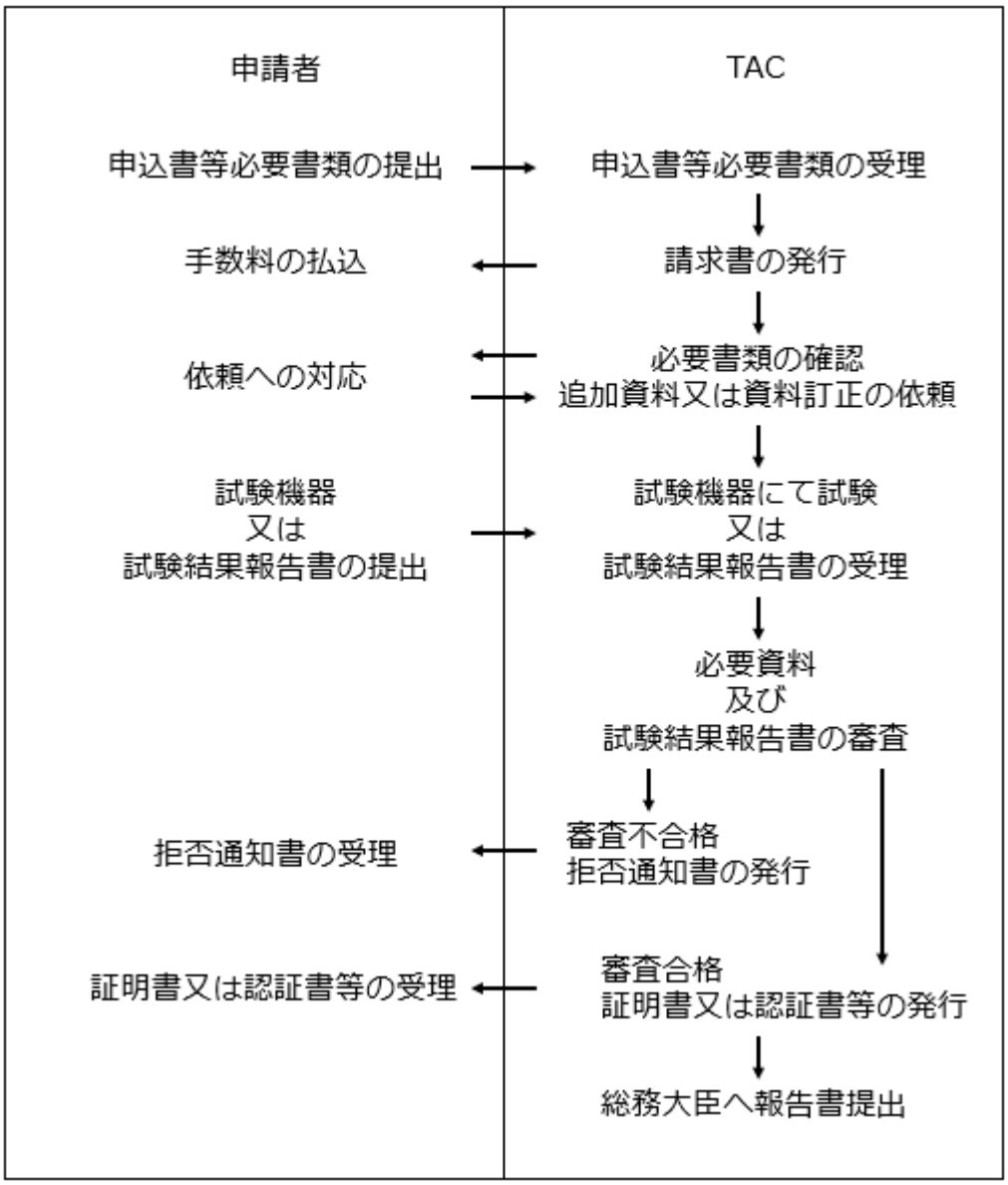

附則(初版制定)
(施行期日)
第1条 この規程は、当社が登録を受け業務を開始、受理を行なった申込みから適用する。
附則(改正 平成29年1月16日)
(施行期日)
第1条 この規程は、平成29年2月1日から適用する。
附則(改正 平成30年2月22日)
(施行期日)
第1条 この規程は、平成30年3月1日から適用する。
附則(改正 平成30年7月25日)
(施行期日)
第1条 この規程は、平成30年7月27日から適用する。
附則(改正 令和1年5月28日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和1年6月1日から適用する。
附則(改正 令和1年7月16日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和1年7月22日から適用する。
附則(改正 令和1年7月22日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和1年7月23日から適用する。
附則(改正 令和1年7月31日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和1年8月1日から適用する。
附則(改正 令和2年3月16日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和2年3月16日から適用する。
附則(改正 令和2年3月27日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和2年3月27日から適用する。
附則(改正 令和2年10月1日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和2年10月1日から適用する。
附則(改正 令和3年1月25日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和3年2月5日から適用する。
附則(改正 令和3年11月10日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和3年11月17日から適用する。

附則(改正 令和4年4月18日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和4年4月18日から適用する。
附則(改正 令和4年9月14日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和4年9月14日から適用する。
附則(改正 令和5年1月24日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和5年1月24日から適用する。
附則(改正 令和6年2月1日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和6年2月1日から適用する。
附則(改正 令和6年8月14日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和6年8月14日から適用する。
附則(改正 令和6年10月18日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和6年10月18日から適用する。
附則(改正 令和7年2月26日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和7年2月26日から適用する。
附則(改正 令和7年4月24日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和7年4月24日から適用する。
附則(改正 令和7年5月14日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和7年5月14日から適用する。
附則(改正 令和8年1月21日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和8年1月21日から適用する。
附則(改正 令和8年2月10日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和8年2月10日から適用する。
附則(改正 令和8年3月30日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和8年3月30日から適用する。
附則(改正 令和8年4月13日)
(施行期日)
第1条 この規程は、令和8年4月13日から適用する。
附則(改正 令和8年5月28日)
(施行期日)

第１条 この規程は、令和８年５月 28 日から適用する。
附則(改正 令和８年６月 29 日)
(施行期日)
第１条 この規程は、令和８年６月 29 日から適用する。

別表第１号

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届	○	○	申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込書	○		当社が定める書式
3	工事設計認証業務申込書		○	当社が定める書式
4	変更内容説明書	○	○	証明等を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
5	工事設計書	○	○	証明等規則別表第２号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
6	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料（証明等規則別表第 4 号に該当）又は当社が同等と認める書類又は資料。
7	取扱説明書		○	操作及び保守の方法を記載したもの。
8	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観（寸法を記したもの）及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
9	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、第７条第３項第２号又は第 15 条第 3 項第 2 号で規定する内容が記載されているもの。
10	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

別表第２号

１ 軽微な変更の工事に係る事項並びに証明等の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条　　件	添付を要する書類等
		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に証明等を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
１ 送受信装置 (1) 電子管、半導体製品(集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。)部品及び材料		
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部品	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示器	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線板	同上	同上
(2) 回路方式(回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。)		
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの(低周波数出力回路を除く。)を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。	

ウ スケルチ回路 (3) 部品配置 (4) 表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。 増設又は撤去を含む。(操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。)	部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類 工事設計書又は写真、図
2 電源装置 (1) 電源装置の種類 (2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同等以上の性能を有する物に限る。 同上	規格名を記載した書類
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真
4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	
5 指示器(レーダーに限る。)	電気的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	
6 付属装置 (1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 (2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置 (3) その他の附属装置(警報装置、監視装置及び制御装置等)	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。 増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他 (1) 筐体 ア 機器本体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあっては、高さ、幅及び奥行きの和の比が 10%までの場合に限る。ただし、上記が適当でない場合においては、この限りではない。	外観図又は写真

イ 機器本体の材質	材質の強度及び機器の電気的性能が同等以上の場合に限る。	材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類
ウ 機器本体と別筐体のもの		外観図又は写真

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに証明等の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条　　件	添付を要する書類等
1 送受信装置		工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に証明等を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
(1) 証明等を希望する電波の型式及び周波数	回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。	
(2) 証明等を希望する空中線電力	空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。	
(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料	電波の型式、周波数、空中線電力又は発振若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
(4) 回路又はプログラム	発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	
2 附属装置 模写電送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。	

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

別表第 3 号

証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1～2	全数
3～25	2
26～50	3
51～90	5
91～100	8

別表第 4 号

技術基準適合証明証書

証明を受けた者	
特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
販売業社	
証明番号	
証明年月日	
備考	

上記のとおり、電波法第 38 条の 6 第 1 項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

一般社団法人 TAC ㊞

別表第５号

年　月　日

殿

一般社団法人 TAC

技術基準適合証明拒否通知書

年　　月　　日付申込に係る下記１の特定無線設備は、下記２の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

１ 特定無線設備の内容

(1)特定無線設備の種別

(2)電波の型式、周波数及び空中線電力

(3)型式又は名称

(4)製造番号

２ 拒否の理由

別表第 6 号

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに証明番号又は認証番号とする。

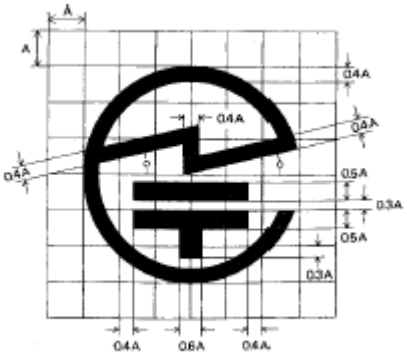

(1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

(2) 材料は、容易に損傷しないものであること。

(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)

(3) 証明番号又は認証番号は第 2 項又は第 3 項のとおりであること。

(4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

(5) 様式の表示に付加する記号は R とすること。

2 証明番号

(1) 証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す 020 とし、これに続く 1 又は 2 文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。

(2) 記号に続く番号は、当社が定める 7 桁の数字とする。最初の 2 文字は証明の申請が到達した年号(西暦年数の 10 位以下の数字で 2 桁)とし、それに続く 2 桁の番号(番号 1)は、申請の通し番号とする。

(3) (2)の 2 桁の番号(番号 1)に続く 3 桁の番号(番号 2)は、無線設備毎に異なる一連番号で、001 から 100 まで順を追って発行する。

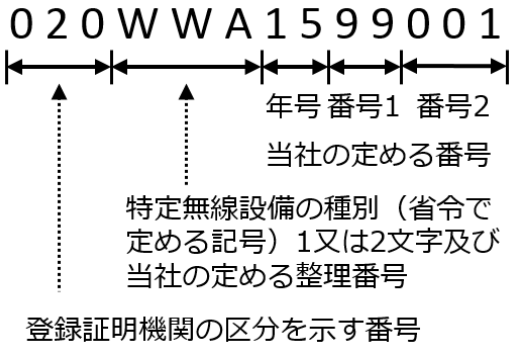

3 認証番号

(1)　認証番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す 020 とし、これに続く 4 文字目は「 - (ハイフン)」とし、5 文字目から 10 文字目までは一の認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。

(2)　「 - (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める 6 桁の数字とする。最初の 2 文字は認証の申請が到達した年号(西暦年数の 10 位以下の数字で 2 桁)とし、それに続く 4 桁の番号は、申請を受理した際に発行するランダムな番号とする。

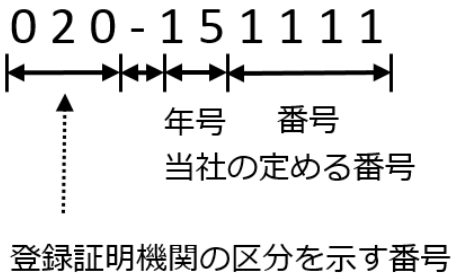

(3)　異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の認証番号を発行することができる。

(4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は、情報通信認証連絡会(ICCJ)による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版(総務省 電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会(ICCJ)ウェブページに掲示)に掲げる条件の下、変更前の認証番号を発行することができる。

別表第 7 号

認証書

認証を受けた者	
特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
販売業社	
認証番号	
認証年月日	
備考	

上記のとおり、電波法第 38 条の 24 第 1 項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証を行ったものであることを証する。

一般社団法人 TAC ㊞

別表第８号

年　月　日

殿

一般社団法人 TAC

認証拒否通知書

年　　月　　日付申込に係る下記１の工事設計は、下記２の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 工事設計の内容

(1)特定無線設備の種別

(2)電波の型式、周波数及び空中線電力

(3)型式又は名称

2 拒否の理由

別表第９号

省令で定める記号及び当社の定める整理記号並びに証明等についての手数料 単位:円

区分	証明規則第２条第１項	無線設備の種別	証明規則様式第７号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の１台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第１号	第３号	市民ラジオ	O	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第１号	第７号	コードレス電話	L	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第１号	第８号	特定小電力無線局 テレメータ、テレコントロール、データ伝送用 315MHz 帯	Y	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第１号	第８号	特定小電力無線局 テレメータ、テレコントロール、データ伝送用 400MHz 帯	Y	AB	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第１号	第８号	特定小電力無線局 テレメータ、テレコントロール、データ伝送用 920MHz 帯	Y	AC	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第１号	第８号	特定小電力無線局 テレメータ、テレコントロー	Y	AD	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
		ル、データ伝送用1200MHz帯								
第1号	第8号	特定小電力無線局 医療用テレメータ用	Y	BA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 体内植込型医療用データ伝送用、体内植込型医療用遠隔計測用	Y	CA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 国際輸送用データ伝送設備用、国際輸送用データ制御設備用	Y	DA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 無線呼出用	Y	EA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 ラジオマイク用	Y	FA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 補聴援助用ラジオマイク用	Y	GA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第1号	第8号	特定小電力無線局 無線電話用	Y	HA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 音声アシスト用無線電話用	Y	IA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 移動体識別用又は無線電力伝送用 920MHz帯	Y	JB	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 移動体識別用 2.4GHz帯	Y	JA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 ミリ波レーダー用	Y	KA	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 移動体検知センサー用	Y	MA	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 動物検知通報システム用	Y	NA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第8号	特定小電力無線局 タイヤ空気圧モニタリングシステム又はキーレスエン	Y	OA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
		トリシステム用 433MHz帯								
第1号	第13号	小電力セキュリティ	AZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400～2,483.5MHz)	WW	A	150,000	280,000	150,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム(2,471～2,497MHz)	GZ	A	150,000	280,000	150,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400～2,483.5MHz)(屋外模型飛行機無線操縦用)	UV	A	150,000	280,000	150,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(2,471～2,497MHz)(屋外模型飛行機無線操縦用)	VV	A	150,000	280,000	150,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム及び5.2GHz	XA	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
		帯高出力データ通信システムの携帯局								
第1号	第19号の3の2(旧規定)(注2)	5GHz帯小電力データ通信システム(5,470～5,725MHz) 旧規定：2020/07/10まで	YW	A	150,000	280,000	150,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の3の3(旧規定)(注2)	5GHz帯小電力データ通信システム(5,210～5,290MHz、5,530～5,610MHz) 旧規定：2020/07/10まで	HS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	HX	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム	WU	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)	WV	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第1号	第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01W以下) 2026/03/31まで	FV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	IZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	AT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	BT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第22号	PHS陸上移動局	JX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第32号	狭域通信システム用陸上移動局	CY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第33号の2	狭域通信システム用試験局	FX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第47号	超広帯域(UWB)無線システム(屋内利用限定のもの)	UW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第1号	第47号の2	UWB レーダーシステム	VU	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第47号の3	UWB 無線システム(7.587～8.4GHz)	UO	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第47号の4	UWB 無線システム(7.25～9GHz)	UP	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第64号	700MHz 高度道路交通システム陸上移動局	XT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第75号	5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局	CR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第78号	5GHz 帯小電力データ通信システム(自動車内に設置するもの、5,150MHz を超え 5,250MHz 以下)	XR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第79号	6GHz 帯小電力データ通信システム(VLP(25mW 以下)、5,925MHz を超え 6,425MHz 以下)	YR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第1号	第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI(25mWを超え200mW以下)、5,925MHzを超え6,425MHz以下)	ZR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第1号	第81号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI(25mWを超え200mW以下)、5,925MHzを超え6,425MHz以下、端末間通信を行うもの)	WR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第9号	Ku帯VSAT地球局(第9号の3及び第9号の4以外)	V	AA	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第9号の2	Ka帯VSAT地球局	SW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)	NR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)	PR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第9号の5	Ka帯VSAT地球局(高度600km)	VR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第10号	携帯無線通信陸上移動中継局等	VT	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第10号の2	携帯無線通信陸上移動中継局等(ガードバンドモード対応)	VS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	XY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	ZY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	MW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	NX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の8の2	CDMA2000(1x EV-DO)マルチキャリア	XU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)	OW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	PW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	DU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の17	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	FU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の19	LTE用陸上移動局	HU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第11号の19の2	LTE用陸上移動局(NB-IoT対応)	PS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の19の3	LTE用陸上移動局(eMTC対応)	QS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の21	TD-LTE陸上移動局	JU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の21の2	TD-LTE陸上移動局(携帯無線通信中継用)	IS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	NU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	OU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の30	TD-5G-NR(Sub6帯)用陸上移動局	ER	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の30の2	TD-5G-NR(Sub6帯)用小電力リピータ	DQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第11号の30の3	TD-5G-NR(Sub6帯)用陸上移動局(RedCap/eRedCap)	PQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局	GR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の32の2	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用小電力リピータ	HQ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の32の3	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局(RedCap/eRedCap)	QQ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局	KR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第11号の34の2	FDD-5G-NR用陸上移動局(RedCap/eRedCap)	RQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止)(オムニトラックス)	BZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止)(オーブコム)	AY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第15号の2	加入者系多方向用移動局	LY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 2026/03/31まで	DV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2μW以下) 2026/03/31まで	EV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(陸上移動局)	VX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第20号の3	高度MCA(陸上移動局)	HR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第25号の2	周波数自動選択RZSSB陸上移動局	RO	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第25号の3	周波数追従RZSSB陸上移動局	RP	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル陸上移動局	DO	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル陸上移動局	DP	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号	携帯移動衛星通信用地球局(対地静止)(N-STAR)	TZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局(非静止)	BY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号の2の2	L帯携帯無線移動地球局(対地静止)	GS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号の2の3	1.6GHz帯/2.4GHz帯移動衛星通信システム用携帯移動地球局	NS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号の2の4	ESIM用携帯移動地球局	OS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)	OR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)	QR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第30号	インマルサット携帯移動地球局	VZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)	LW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第30号の3	ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)	OT	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第30号の4	防災対策携帯移動地球局	MS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第31号	ルーラル加入者無線	WZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局	AW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第46号	航空移動衛星通信システム	HW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第49号	WiMAX用基地局等	GV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第51号	WiMAX用陸上移動局	IV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第53号	次世代PHS用基地局等	KV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第2号	第54号	次世代PHS用陸上移動局	LV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第54号の4	次世代PHS用陸上移動局(eMTC対応)	US	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	MR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第54号の6の2	NR-BWA用小電力リピータ	NQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第2号	第54号の6の3	NR-BWA用陸上移動局(RedCap/eRedCap)	SQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の9	SSB	S	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の10	デジタル	D	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の11	F3E等	F	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の12	特定ラジオマイク	B	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	CU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第1号の13	海上用DSB	OY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の14	SSB	PY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第1号の15	F3E等	QY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第2号	無線標定	Q	AA	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第2号の2	ラジオ・ブイ	RY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第3号の2	気象援助局(ラジオゾンデ、気象用ラジオ・ロボット)	SY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の2	簡易無線	TY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の4	無線操縦用簡易無線	UY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の5	デジタル簡易無線局	SV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の6	デジタル簡易無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	TV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の6の2	自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線	SR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第4号の6の3	自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線(キャリアセンスを備え付けているもの)	TR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の6の4	自動的に又は遠隔操作によって中継する簡易無線	UR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第4号の7	920MHz帯陸上移動局	ZT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第5号	50GHz帯CR	C	AA	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第6号	構内無線	AS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第6号の2	920MHz帯構内無線局(キャリアセンスを備え付けているもの)	BS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第6号の2の2	920MHz帯構内無線局(キャリアセンスを備え付けておらず、送信時間制限装置を備え付けているもの)	ZS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式を用いるもの)	CS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第6号の4	2.4GHz帯及び5.7GHz帯構内無線局(空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム用)	AP	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第10号	携帯無線通信陸上移動中継局等	VT	B	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第10号の2	携帯無線通信陸上移動中継局等(ガードバンドモード対応)	VS	B	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	AX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	BX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	XV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	ZV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	ET	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	FT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	NW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	PX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	AU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	BU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	GT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	HT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	QW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	RW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	EU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の18	MBTDD 625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	GU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20	LTE用基地局等	IU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	IT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	JT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	RS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	SS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	TS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の20の7	LTE用高高度基地局	TQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の22	TD-LTE用基地局等	KU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	JS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	KS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	PU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等	QU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の29	TD-5G-NR(Sub6帯)用基地局	DR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の29の2	TD-5G-NR(Sub6帯)用フェムトセル基地局	AQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の29の3	TD-5G-NR(Sub6帯)用小型基地局	BQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の29の4	TD-5G-NR(Sub6帯)用陸上移動中継局	CQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局	FR	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の31の2	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用フェムトセル基地局	EQ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の31の3	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用小型基地局	FQ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第11号の31の4	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動中継局	GQ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の33	FDD-5G-NR用基地局	JR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の33の2	FDD-5G-NR用フェムトセル基地局	IQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の33の3	FDD-5G-NR用小型基地局	JQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第11号の33の4	FDD-5G-NR用高高度基地局	UQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第12号	アマチュア無線	K	AA	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第15号	加入者系多方向用基地局	KY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第15号の3	加入者系対向用移動局	MY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第15号の4	22GHz帯FWA高度化システム陸上移動局	NY	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第16号	テレメータ用等の固定局	DZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第17号	非常警報用固定局	EZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第18号	22GHz帯固定局	FZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第19号の3	5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局	XA	B	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局 2026/03/31まで	ZW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2μW以下) 2026/03/31まで	AV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局 2026/03/31まで	BV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2μW以下) 2026/03/31まで	CV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第20号の2	800MHz帯デジタルMCA(指令局)	VX	B	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第20号の4	高度MCA(制御局)	IR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第23号	PHS基地局	KX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第23号の2	PHS中継局	LX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第23号の3	PHS試験局等	MX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第24号	38GHz帯固定局	LZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第25号	RZSSB	RN	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第25号の4	狭帯域デジタル	QV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第26号	車両感知用無線標定陸上局	NZ	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第28号の3	設備規則第48条第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)	VY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第28号の4	設備規則第48条第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)	RT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第29号	設備規則第48条第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)	UZ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第29号の2	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(200ミリワット以下)(第4種レーダー)	ST	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第29号の3	設備規則第48条第3項の固体素子レーダー(170W以下かつ電波の形式がP○N、Q○N又はV○Nのもの(前号に掲げるものを除く))(第4種レーダー)	OQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	CX	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	DX	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	EX	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第31号の5	80GHz帯高速無線伝送システム	UT	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第33号	狭域通信システム用基地局	DY	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	GX	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(陸上移動局相互間により直接通信を行えるもの)	BW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第41号	18GHz帯基地局等(周波数分割復信方式又は時分割復信方式)	CW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	DW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信号伝送速度6メガビット以上)	EW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	FW	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	VW	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第49号	WiMAX用基地局等	GV	B	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	KT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	LT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第53号	次世代PHS用基地局等	KV	B	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	MT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	NT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第54号の5	NR-BWA用基地局	LR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第54号の5の2	NR-BWA用フェムトセル基地局	KQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第54号の5の3	NR-BWA用小型基地局	LQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第54号の5の4	NR-BWA用陸上移動中継局	MQ	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー	OV	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラー(CATV網等接続型)	UU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	DS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第57号の4	超短波放送のギャップフィラー	GF	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第58号	簡易型船舶自動識別装置(簡易型AIS)	RU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第59号	国際VHF(固定型)	SU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第60号	国際VHF(携帯型)	TU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局等	ZU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局等(周波数インターリーブを行うもの)	WS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等	CT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等(周波数インターリーブを行うもの)	XS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第63号	700MHz帯高度道路交通システム基地局	WT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第65号	23GHz帯無線伝送システム陸上移動局	FS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第66号	23GHz帯無線伝送システム固定局	ES	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第67号	11GHz帯・15GHz帯固定局	LS	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第68号	携帯用位置指示無線標識	TI	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第69号	6.5GHz帯・7.5GHz帯陸上移動局	YU	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第70号	電気通信業務用固定局	YS	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第71号	6.5GHz帯・7.5GHz帯固定局	YT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第72号	無人移動体画像伝送システム	RB	A	200,000	450,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局	AR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局	BR	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	PT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	QT	A	200,000	280,000	200,000	120,000	80,000	20,000

区分	証明規則第2条第1項	無線設備の種別	証明規則様式第7号に規定する省令記号	当社の定める整理記号	証明	特性試験最初の1台目	認証新規	変更の工事	軽微な変更の工事	型式名称変更等
第3号	第82号	43GHz帯駅プラットホーム画像伝送システムの基地局	TP	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第83号	43GHz帯列車無線システムの基地局	TB	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第84号	43GHz帯列車無線システムの陸上移動局	TM	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000
第3号	第85号	39GHz帯固定局	VQ	A	200,000	900,000	200,000	120,000	80,000	20,000

注1：特性試験2台目以降の費用は1台目の半額とする。

注2：2020年7月10日までに工事設計認証を受けた証明規則第2条第1項19号の3（旧規定）、同19号の3の2（旧規定）及び同19号の3の3（旧規定）の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることができる。（令和元年総務省令第27号による）

3. 証明等ラベルの料金

（1） 証明の場合は申込台数分の証明ラベルを発行します。証明ラベルの費用は証明費用に含みます。

（2） 認証の場合は、申込者において認証ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により別表第 10 号に定める様式の認証ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金：

1 枚あたり 20 円（消費税含まず）

認証の場合の認証ラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、

100 枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

(1) 証明書、認証書の再発行

別表第 11 号又は第 12 号に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。

再発行手数料は 10，000 円です。 なお、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。

(2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー

申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。

コピー代金は 一枚あたり 100 円です。 書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。

(3) 証明等の特性試験(以下、「特性試験」といいます。)に係る追加料金

a） 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金(2 万円@1 時間)をいただきます。

b） 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金(2 万円@1 時間)をいただきます。

c） 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金(5 万円@1 時間)をいただきます。

d） 動的周波数選択機能(DFS)試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金(2 万円@1 時間)をいただきます。

e） 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金(2 万円@1 時間)をいただきます。

(4) 証明等に係る手数料の減額等

a） 2 以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求いたします。

5. 手数料の支払い方法

申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、

弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合については、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査の出来ない事があります。

別表第 10 号

認証ラベル作成申込書

年　月　日

一般社団法人 TAC 殿

申込者 住 所

会社名

氏 名　　㊞

工事設計の認証の申込をした下記 1 の特定無線設備について、下記 2 のとおり認証ラベルの作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1)特定無線設備の種別		申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入
(2)型式又は名称		
(3)認証番号		認証後に申し込む場合のみ、認証書の記載事項を記入
(4)認証の年月日		

2 作成を申し込む認証ラベルの内訳

(1)作成枚数		
(2)認証ラベルの様式		作成を希望する認証ラベルの様式を記入
(3)設計認証番号		
特定無線設備の工事設計認証の番号を記載したラベルを作成できるのは、一般社団法人 TAC（旧社名一般社団法人タコヤキ含む）にて認証を受けた場合のみです。		

3 担当者、認証ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み担当者	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の請求先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 11 号

技術基準適合証明証書再発行依頼書

年　月　日

一般社団法人 TAC 殿

申込者 住 所

会社名

氏 名　　㊞

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2 再発行を希望する理由

3 担当者、再発行証書の送付先、料金の請求先

申し込み担当者	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
証書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の請求先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 12 号

認証書再発行依頼書

年　月　日

一般社団法人 TAC 殿

申込者 住 所

会社名

氏 名　　㊞

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み担当者	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の送付先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の請求先	住　　所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	